



Title	インターネット時代の学術情報と研究者そして図書館
Author(s)	栃内, 新
Description	千葉大学土屋俊教授からのコメントを付す。
Citation	榆蔭, 124, 1-5
Issue Date	2006-11-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16913">https://hdl.handle.net/2115/16913</a>
Type	article
File Information	comment.pdf, 千葉大学土屋俊教授からのコメント



## 栃内先生の文章へのコメント 土屋俊（千葉大学）

重要な指摘が多いと思いますが、若干の点について事実認識がちょっとちがうのではないかと思いますので、指摘させてください。時間の関係で、とりあえずは、「シリアズル・クライシス」についてのみ述べます。栃内さんは、この「シリアルズ・クライシス」を電子ジャーナル化の進展と結びつけて説明されていますが、これは誤りです。学術雑誌の価格高騰問題をシリアルズ・クライシスと北米の図書館員が呼び始めたのは、1980年代のことです。この時代にはまだ電子ジャーナルは登場していません。むしろ、価格高騰の原因は出版形態が印刷物によっていたからであると考えられます。すなわち、印刷物の場合には、製作コストを部数で割ったものがタイトルあたり単価の基礎となり、部数減は直ちに単価の上昇をもたらすからです（もちろん、商業出版者の場合には利益を上乗せしますが）。当時の出版者は、学術情報は学術研究に不可欠だからかならず必要とするところがあるだろうということで出版をつづけて、部数減には単価をあげることで単純に対応した結果、価格の急上昇（70年代半ばと90年代半ばを比較したときに名目で平均10倍、インフレ調整して3倍弱）が生じたわけです。ただし、このことは商業出版者だけではなく、学会出版者においても同様であったことが、たとえば、King and Tenopir, *Toward Electronic Journals*(2000)に報告されています。

電子ジャーナルの時代の到来は、因果関係はかなり複雑なものではありますが、この価格高騰時代を終わらせたと考えられます。とくに商業出版者の刊行雑誌については、ここ数年の値上げはかつてのシリアルズ・クライシスの時代と比較にならない低い率になっています。たとえば、かつては2桁のパーセントの値上げが不思議でなかったのにたいして、2006年から2007年にかけての悪名高いエルゼビア社のカタログ価格の平均上昇率は5.5%でした。もちろん、5.5%の値上がりはこまったものなのですが、シリアルズ・クライシスの特徴が、雑誌タイトルのキャンセルであったとすると、ほとんどの国立大学で2000年頃の購読雑誌タイトル数よりもはるかに多いタイトルが利用可能となっていることを考えると、現在の日本の状況について「シリアルズ・クライシス」という言葉とつかって特徴づけることは少なくともミスリーディングだと思います。また、この利用可能タイトル増の現象は小規模大学でも相当に実現していますので、この点についても栃内さんの文章のこの箇所についてはちょっと気になります。

もっとも、このように歴史的な経緯とは別に学術定期刊行物の将来を価格面

から考えて「危機」であるということについては賛成です。ただし、値上げの原因としてしばしば指摘されて、かなり納得してしまうのが、論文の刊行数の増大であると考えられます。もちろん、rejection rate を上げれば刊行論文数は増えませんが、reject するためにも査読をおこなうなどのコスト(実際には、無料奉仕がほとんどでしょうが、その管理の経費)は残りますので、実際に問題なのは刊行論文数というよりは、執筆論文数の総体としての増加が問題なのでしょう。しかし、「論文を書くな」とはいえませんが、日本の緊縮財政下ですら、科学技術関係予算はやや別扱いが続いています。また、アジア地域では先進国志向の開発政策をとる国はひとつだけではありません。となると、いくら電子ジャーナル化をすすめてもこればかりはどうにもならないので、査読なしで機関リポジトリに掲載することで刊行とすることにしたいところですが、そうするとこれまでやってきた「査読による品質保証」はたぶん簡単にはできなくなります。

それ以外の点についてはほぼ賛成なのですが、もうひとつ気になるのは、機関リポジトリにおける「著者最終稿」神話です。機関リポジトリの立場としては、著者最終稿を掲載しなければならないということはありません。プレプリントでもかまいませんし、電子出版されたファイルそのものであってもかまわないわけです。今、著者最終稿にこだわっているのは、エルゼビアのような商業出版者が中心です。機関リポジトリを推進する人がそのような商業出版者の態度を前提とするというのはかなり皮肉な状況でしょう。これは、出版者が付加価値をつけた結果が刊行されたファイルであるので、著者だからといってこの付加価値をただで使わせることはないという考え方が基本です。しかし、学会によっては、自分たちが責任をもって刊行したものを機関リポジトリにもおいておくことが学術的には正しいと考えるところもあります。また、いずれにせよ、自分の書いた論文を機関リポジトリに搭載することは著者が自分の権利として行うことですので、著作権が譲渡されていないものについては著者は何をしてもかまわないはずです。しかし、HUSCAP さんにおかれてはがんばってください。